## 第42回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時:平成17年6月28日(火) 午後2時から午後3時30分まで

2 場 所:プラザ菜の花 3階 なのはな ・

3 出席者:千葉県大規模小売店舗立地審議会委員(6名)

伊藤(公)委員、磯村委員、古宮委員、

崎田委員、轟木委員、榛澤委員

### 事務局

商工労働部 鏑木次長

経営支援課 阿部室長、貫井主幹、田中副主幹、

高城副主幹、吉井主査、佐藤副主査

都市計画課 鈴木副主査

4 審議会委員改選の報告

社団法人千葉県商工会議所連合会の伊藤捷雄委員の同連合会専務理事辞職に伴い、6月22日にこの大店立地審議会委員の辞職届が提出され、後任に同連合会専務理事の長谷川忠彦氏が委員に就任したことを報告した。

#### 5 開 会:

審議案件概略説明

<事務局> 本日は、本年度第2回目、通算では42回の審議会の開催をお願いいたしました。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき、執行部として厚く御礼を申し上げます。

本日お願いいたします案件でございますが、新設の届出に係る審議案件といたしまして、カワチ薬品佐倉そめい野店ほか1件、合計で2件ということでございます。そのほか、既存店に係る変更届出について報告案件とさせていただいたものが京成百貨店ほか7件でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

成立要件の確認(県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。)

配付資料の確認

議長の選出(県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。)

傍聴者の入室(傍聴者の入室につき委員の異議がないものとして入室を許可した。)

議事録署名人選出(議長が古宮委員及び榛澤委員の2名を指名した。)

#### 5 議事:

議題(1) 新設の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。 審議案件1「カワチ薬品佐倉そめい野店」について

# <事務局説明> (OHP)

それでは、審議案件1、カワチ薬品佐倉そめい野店でございます。所在地は 佐倉市でございます。設置者は株式会社カワチ薬品、小売業者も株式会社カ ワチ薬品でございます。業種は医薬品、日用雑貨品の販売でございます。

(OHP-01) 届出概要でございますが、新設日は8月11日を予定しております。店舗面積は2,576 ㎡。開店時刻、閉店時刻でございますが、午前9時から午後9時45分、荷さばき可能時間帯は午前7時から午後10時までとなっております。このカワチ薬品佐倉そめい野店でございますけれども、都市計画区域は市街化区域内で近隣商業地域となっております。

(OHP-02)周辺の環境でございますが、今、画面でお示しいたしますが、京成臼井駅から約 1.5 kmの距離にあるところで、この設置予定地の両側にはケーヨーデイツー、それからイトーヨーカ堂がございます。この一角が商業集積地となっております。

市町村・住民等の意見では、佐倉市からの意見がございました。後ほどご 説明いたします。

2ページ目でございますが、駐車需要の充足等交通に係る事項ということで、駐車場の収容台数につきましては指針値を上回っておりまして、充足しております。

それから、これは後ほど経路のところで説明をさせていただきますが、出 入口は2カ所設置されております。

それから、交通安全対策ということで、注意看板を設置するとか、右折入 出庫を物理的に防ぐということで、道路上にポストコーンを設置して右折を 防止する手だてを講じるということになっております。

駐輪場につきましても、充足していると認められます。

続いて3ページ目でございますが、荷さばき施設の整備でございます。面積は 117 ㎡で、同時作業可能台数は4台となっております。ピーク時間に4台が来るということで、これは特に午前9時から12時に集中して、それぞれの時間帯で4台来るということになっておりまして、これを駐車できるスペースを確保するということでございます。駐車場内での荷さばきということになりますので、特に荷さばきの車がバックするときには従業員が確認しながら行うことで安全を確保するということでございます。

それから、経路の設定ですが、今、赤く示してあるところが店舗の設置予

定地ということでございまして、画面上の方に行きますと京成の臼井駅がございます。それと並行して国道 296 号 今示しているところが旧道の部分でございますが、そのバイパスとして、その下に並行して道路がございます。そこがこの店舗へ来る経路ということになります。この辺の交通の飽和度でございますけれども、国道 296 号、それから臼井駅から真っすぐおりてきた交差点で、ここで 0.43 ということで、その左肩の太い道路がございますが、この交差点で 0.578 となっております。店舗の直近の交差点は 0.344 ということでございまして、これにつきましては、赤羽先生のご意見ですけれども、特にございませんということでした。

(OHP-03) それから、歩行者の通行の利便性ということですが、駐車場内につきましては、これはカラー舗装になるんですが、今、青で示しているところが歩行者の通行路ということになって、車路と区分するということになっております。それから、繁忙時には交通整理員を1、2名配置するということでございます。このような対応をするということで必要な配慮がなされていると認められます。

続いて4ページ目の廃棄物の減量化、リサイクルについてでございます。 廃棄物につきましては減量化を図るということですが、業種が医薬品と日用 雑貨品ということでございますので、この店舗におきましては特にリサイク ルが大きな問題になろうかと思います。搬入時の梱包等を極力減らすこと、 搬入用の段ボールの減量のために折りたたみコンテナを使用することとかで、 段ボールの減量化とあわせてリサイクルを行っていくということでございま す。

それから、防災対策への協力ということで、これは市から要請があれば協力に応じますということになっております。

続いて騒音に関することについてお願いします。

<事務局> 騒音の発生に係る事項についてご説明いたします。(OHP)審議会資料後ろから2枚目にこれと同じ図がありますので、併せてごらんください。

周囲は近隣商業地域で、道路を挟んで第1種住居地域となっています。店舗東側はホームセンター、西側も大型スーパーですので、騒音の予測としては、北側の住居地域と、こちらの近隣商業地域、荷さばき施設に近いところと2点で予測しております。

(写真 01) これはスーパーの屋上から撮ったものですが、隣接した形でホームセンターになっています。画面右側は近隣商業地域で、今、空き地ですが、将来テニスコートになると聞いております。見にくいですけど、市道を挟んで、北側に住宅地が広がっているという状況です。

(写真 02)先ほどの見にくかったところをもうちょっと拡大したもので、

この辺が予測地点になります。

(写真 03) 市道の交差点の状況になります。上の写真がスーパーから見た地点で、下の写真は予測地点 1 からスーパー、画面左側が計画地になります。 騒音の予測の結果はお手元の資料の 6 ページの方にまとめてございます。 夜間の営業とか荷さばきというのはありませんが、室外機や換気扇が夜も動いていますので、夜間の予測も載っております。

結論としましては、等価騒音として計算する総合的な騒音の状況としては、 昼間も夜間も基準を満足しております。それから、発生施設ごとの最大値に つきましても、すべての地点で基準を満足しているという状況です。

騒音については以上です。

<事務局> (OHP-5)先ほど出入口のことについてちょっと申し上げましたけれども、 上の方ですけれども、道路が1カ所ございます。これは出入口になっていま して、その道路の中央にポストコーンを置いて右折を防止するという対策。 それから、下の方の出入口ですけれども、ここにも中央にポストコーンを置 いて右折を防止するという対策でございます。下の道路の右の方に行きます と、今お示ししてあるとおり、道路は途中で切れておりますけれども、切れ たところがUターンをするようになっておりまして、そこから戻るというこ とで、距離的には問題ないところで、右折を防止する対策としては妥当だと 考えております。

> 続いて7ページ目ですが、廃棄物保管施設の容量は 51m³となっております。 なお、保管施設の高さは 1.5mということです。これについては指針を満た しているということで、充足していると認められます。

街並みづくりでございますけれども、特に緑化計画でございまして、佐倉市の開発行為等指導要綱では 557 ㎡以上確保するということになりますけれども、この店舗につきましては 621 ㎡で、全体的には 6.8%ということになって、適切な配慮ということが言えると思います。

続いて8ページ目の市町村・住民等の意見ですけれども、佐倉市からの意見で7項目ほどございます。アイドリングストップの看板を設置するとか、アイドリングストップを周知してくださいという意見が出ておりまして、このほかは、ごみの減量化、リサイクル化とか騒音の防止、それから廃棄物の適正処理をしてくださいとか、そういう内容の意見でございます。これらにつきましては、この資料に記載してあるとおり、対応策として出ておりますけれども、必要な対応がとられているということで、これは佐倉市との協議をしておりまして、既に了解済みとなっております。

9ページ目の総合判断でございます。ただいま説明してきたとおりでございまして、それぞれの配慮事項について必要な配慮、あるいは必要な対応が

とられているということで、県の意見は「なし」ということで考えておりま す。よろしくお願いいたします。

- <伊藤会長> ご苦労さまでした。今の事務局の説明につきましてのご質問、いかがでしょうか。ちょっと1つお尋ねしたいんですけれども、右折禁止のときにポストコーンを設けると。赤い山型のあれなんですね。
- <事務局> はい。ポストコーンがこれです。
- <伊藤会長> あれは、民間のこういう業者の判断で設置できるんですか。それとも、 あれは道路管理者が行うのですか。
- <事務局> 協議して設置することになります。
- <伊藤会長> 認められないといけないんですね。
- <事務局> そうです。
- <伊藤会長> じゃ、警察当局は認めるという方向ですね。
- <事務局> はい。
- <伊藤会長> ほかにいかがでしょうか。崎田委員の方はよろしいですか。
- <崎田委員> はい。きちんと書いてくださっていますので。
- <伊藤会長> あと特段のご質問もないようでして、異議もないと判断いたしますので、本案件、県の意見は「なし」ということで、審議会もそのように決定したいと思います。

それでは、第1案件、カワチ薬品佐倉そめい野店の案件は、県の意見 (案)の「なし」というのを了承いたしました。

それでは、引き続きまして審議案件の2に入りたいと思います。審議案件の2はカスミ茂原谷本店に係る案件でございます。お願いいたします。

## 審議案件2「カスミ茂原谷本店」について

### <事務局説明>

(OHP)

(OHP-01)審議案件の2です。店舗の名称、カスミ茂原谷本店でございます。所在地は茂原市です。それから、建物設置者、小売業者とも株式会社カスミでございます。業種は食料品、雑貨の販売ということになっております。

右肩の届出概要でございますけれども、新設日は平成17年8月11日となっております。店舗面積は4,016 ㎡。これにつきましては、カスミ棟、それからもう1つ、テナント棟というのがあって、2店舗で構成されるということでございます。

それから、敷地ですけれども、ここは都市計画区域内ですが、無指定となっております。

もとへ戻りまして、届出概要の7番、8番、10番ですが、開店時刻、午前9時、閉店時刻、翌午前0時、駐車場利用可能時間帯として、午前8時45

分から翌午前0時15分になっております。荷さばき可能時間帯は午前3時から午後6時までとなっております。

(OHP-02)周辺の環境ですが、住居、それから飲食店兼住居、コンビニエンスストア、あとは水田が混在しているところでございます。今、画面でお示ししているものでございますが、十文字に道路が交差しておりますけれども、これは茂原環状線という道路で、県道でございます。店舗正面の道路の右肩には住居がございまして、また、反対の左肩の方にはやはり住宅があるという状況でございます。一部、横に走っている県道の上部に住宅がありますけれども、今、示しているところには住宅兼飲食店ということでございます。交差点の斜め上がコンビニエンスストアとなっています。

それから、市町村・住民等の意見でございますけれども、茂原市からの意見がございまして、これは後ほど説明させていただきます。

(OHP-03) 2ページ目でございます。駐車需要の充足等交通に係る事項ということで、駐車場の収容台数でございますが、これは指針値を上回っているということで、充足していると認められます。

それから、駐車場の出入口は4カ所となっておりまして、1カ所は、先ほど店舗正面の道路と申し上げました、この道路上に2カ所、駐車場の出入口があるんですが、上の方は出口専用となっておりまして、左折専用の出口ということになっております。

それから、駐輪場につきましては 106 台ということで、指針参考値と同じ でございますけれども、充足しているということでございます。

荷さばき施設の整備でございますが、荷さばきは 102 ㎡で、同時作業可能 台数は 2 台となります。ピーク時間に来る車両も 2 台ということでございますので、同時作業は可能な面積ということになります。ここはまた騒音のところでも申し上げようと思いますけれども、夜間の荷さばきがございます。 午前 3 時からということでございますので夜間の時間帯になるわけですが、午前 3 時から午前 6 時までの夜間には正規の荷さばき施設を使わないで、正面の駐車場側の風除室があるところ 店への出入口になっておりますけれども、そこが夜間の荷さばき場ということになります。なお、ここに夜間に来る台数は 2 台ということになっております。このような状況でございまして、荷さばき施設としては必要な配慮がされている、施設が確保されていると認められます。

それから、3ページ目の経路でございます。野立て看板等を使って店舗への案内表示をするということでございますが、かなり郊外にある店舗ということで、県道を使って来店するということで、図面右の九十九里方面から来た車両につきましては、上部の出入口を通って入ってくるということです。

それから、左の方からの車両につきましては、交差点を右に曲がりまして、店舗の南側角を曲がって入るということです。それから、下からの車両につきましては、駐車場出入り口が2つある下の方の出入口を通って店舗内に入るということになります。それから、C - 2 という、先ほどの出口専用のところがございましたけれども、これにつきましては騒音の関係もございまして、夜間は閉鎖するということで、3カ所の出入口を使っていくということになります。

歩行者の通行の利便性ですけれども、これはカラー舗装をして区分して安全を確保するということです。

廃棄物の減量化、リサイクルでございますけれども、この店舗は食品リサイクル法の対象店舗でございます。特に発泡スチロールにつきましては、自社のリサイクルセンターで 100%再資源化をするということで、このリサイクルセンターは茨城県の土浦市にあるんだそうですけれども、そこへ持ち込んで処理するということでございます。

それから、崎田委員から、魚のあらとか、廃油以外のリサイクルの全体計画とはどういうものなのか、あるのか、ないのかという質問が事前にありましたが、これにつきましては、生ごみは委託している工場というんでしょうか、事業所で堆肥にしていくということで、これは県内ですけれども、4店舗が既に実施しているということで、生ごみの堆肥化は順次進めていくという方針を持っているそうでございます。段ボールにつきましては、リサイクル化を図るという計画で進めているそうでございます。そのほかの減量化、リサイクル化については、以下、資料に示したとおりでございます。

防災対策につきましては、自治体からの要請があった場合には対応について検討するということでございます。

続いて騒音について説明いたします。

## <事務局> 騒音についてご説明いたします。

(OHP-04)お手元にもある騒音の予測に関する図面、一番後ろのページにあるんですけれども、先ほどからご説明していますように、県道がありまして、西側と、それから、すぐ隣接した状態で東側に住宅地がございます。騒音の予測は、もちろん4方向と、あと出入口が2つありますので、計6箇所で行っております。

(写真 01) これは現地の写真ですが、これは予測地点のDという、一番南側の地点から見て、下が東側、上が西側をみたところになります。西側の黄色い建物のあたりが飲食店が入っているところです。この西側のところに荷さばき施設などができるものですから、こちら側に関しましては遮音壁を設置します。それから、こちら側で夜間に荷さばきをすると音が指針を超過し

ますので、夜間はもっと建物の真ん中の風除室のところで荷さばきをすると いうことになっております。

下の写真の、白っぽく見えるのが県道のガードレールになります。大体画面真中あたりと、右側に出入口ができますが、画面真中あたりの出入口は民家が近いので、夜10時以降は使わないということになっております。

このように夜間の対応をとりまして、騒音の予測結果は、お手元の資料の5ページ以降にまとめてございます。等価騒音の方は夜間も昼間も指針を満足しているのですが、6ページにありますように、夜間発生する騒音ごとの予測・評価におきましては、敷地境界側で基準値を超え、なおかつ保全側でも超えている地点が幾つかあります。

(写真 02) ただし、A地点とD地点につきましては、周囲が田んぼという状況でして、基準値をちょっと超えておりますが、保全対象がないということで、影響はありません。それから、F地点につきましては、夜間 2 2 時以降、出入口を閉鎖してしまうので、保全側では大丈夫です。こちらのE地点では、保全対象側のP5'という地点でも51dBとなっておりまして、基準である50を超えておりますが、この道路が県道でして、この道路の環境騒音 車の通る音ですとか、人の音とか、その場の音を計測してみたところ、夜間の時間帯でも等価騒音レベルで62dBありまして、予測が51でも、環境騒音が62あったら、騒音の影響としては軽微であろうと判断しております。

以上のことを取りまとめますと、総合的な騒音のレベルの状況としては、 昼間も夜間も基準を満足しています。夜間については一部超えているところ もありますけれども、環境騒音を考えますと、影響としては軽微であると判 断しております。

騒音につきましては、山下委員は今日御欠席ですが、ご説明しましたところ、保全点、それから保全がない地点、環境騒音を考え合わせまして、影響は軽微であろうというご判断をいただいております。

騒音に関しては以上です。

<事務局> (OHP-04)続いて7ページでございますけれども、廃棄物の保管ということで、容量は 30m³で、先ほど申し上げましたカスミ棟とテナント棟というのがありまして、テナント棟も一応物販をすると。日用品とか医薬品を販売する予定でおります。この2つを合わせて 21.88 m³ということでございます。容量の届出は30m³ということで、充足していると認められます。

続いて8ページでございます。廃棄物等の運搬、処分というのがございますけれども、特に運搬の頻度として、上の枠の中の一番下の段で、魚のあらについては週2回運搬をするということになっておりますけれども、週2回ですので、悪臭とかの心配があるということで聞きましたところ、冷蔵保管

をして週2回に対応していくということでございました。

街並みづくりでございますけれども、敷地内緑化につきましては3%。これは都市計画法上も3%以上確保ということで、ぎりぎりですけれども、3%を確保するということで、敷地の外周に当たる部分に緑地帯を設けることになっております。

続いて9ページ目の茂原市の意見ですが、騒音の発生に係る事項ということで、深夜、早朝における荷さばき作業についてですが、これは騒音の防止に努めてくださいということとか、アイドリングの禁止を含めてですけれども、騒音の防止対策。それから、来店者に対してアイドリングストップとか、クラクションをやたらに鳴らさないということを呼びかけるなど適正な措置を講じてくださいということの内容でございます。これにつきましては後進ブザーを使わないとか、ここに対応として作業時間の短縮等を図るとか書いてございますけれども、特に「今後、近隣より苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応いたします」という内容の文言が入れてあるということで、周知のほか、騒音が発生した場合には誠意を持って対応していきますということでございます。最初に委員の方々にお送りいたしましたときには、たしかこの文言が入っていなくて、その後、対策をもう少し具体的にということで、ここの部分については追加をさせていただいております。

それから、2番目の廃棄物の排出抑制、減量化、それからリサイクル促進 に積極的に取り組むことにつきましては、前に記載したとおりでございまし て、対応策につきましても重複するような内容でございますけれども、必要 な対策を講じていくという内容が盛り込まれております。

10 ページ目で総合判断でございます。これも今まで説明したとおりで、必要な対応、配慮がされているということでございまして、指針に照らして適正に配慮されていると判断いたしまして、県の意見は「なし」と考えております。

この案件につきましても、赤羽先生からの意見はありませんでした。 よろしくお願いいたします。

- <伊藤会長> 以上のような事務局の説明で、音の方もちょっとオーバーしているけれ ども、これは山下先生からよろしいでしょうということで、交通問題につい ては赤羽委員の方からよろしいということでございまして、廃棄物につきま して、崎田委員、何かつけ加えることはございますか。
- < 崎田委員 > いろいろ質問させていただいたものに関して的確にお答えいただきまして、ありがとうございます。それで済みません、1点のみ。先方からの正式な届出の書類の13ページなんですけれども、一番上に食品リサイクル法対応で「年間2%」と書いてあるんです。これは20%の単なる記載ミスなのでは

ないかと思うんですが、それだけ後で確認をしておいていただければありが たいと思います。

- <伊藤会長> 事務局の方、わかりましたでしょうか。
- < 崎田委員 > 法律で要求しているのが 20%ですので、きっと 20%の間違いだと思いますので。
- <事務局> リサイクル法は 20%求められているので、そうだと思います。確認して おきます。
- 〈崎田委員〉 はい。あと、きょう御用意いただいた審議資料の方の 10 ページ、総合 判断の3項目の騒音のところなんです。最初の文章の最後の方が「昼間・夜 間の等価騒音レベルは基準を満たしている」と書いてあるんですが、先ほど のあれは、基準は超えているけれども、いろいろな判断で大丈夫ということ だったんじゃないかと思うんですが、こういう記載でよろしいのか、ちょっ と気になりました。
- <事務局> ちょっと評価の仕方が紛らわしくて申し訳ないんですが、5ページの方を見ていただけますでしょうか。まず、総合的な予測・評価で(ア)というのがあります。これに関しては夜間も昼間も大丈夫です。次の6ページに、発生する騒音ごとの予測・評価というのがあります。これは特に夜中の場合、より気をつけなさいよということで、総合的な予測・評価とは異なる厳しいやり方になっています。

総合判断のところで書かせていただいたのが、前段が最初にお話しした総合的な評価の部分、こちらに関しては問題ございません。その1つ下の行から、夜間に発生する騒音ごとの予測について、超えているところもあるんだけれども、環境騒音レベルとかを考えると影響は軽微であるというまとめ方をさせていただいております。

- < 榛澤委員 > 後ろから 2 枚目を見ますと、店舗面積が 3,006.5 と、それから 1,009.00。 これを合わせると 4,000 なんですが、飲食店というのは入るんですか。飲食 店は別なんですか。
- <事務局> この店舗の面積に入っておりません。敷地内店舗で、これがカスミ棟の店舗です。これがテナント棟というものでございまして、この店舗とこの店舗、2店舗で構成されているという意味でございます。
- <榛澤委員> ということは、この飲食店というのはよその店舗ですか。
- <事務局> テナントとして入れるつもりではいるんですが、物販店ではないもので すから、店舗面積から外して考えております。
- < 榛澤委員 > それの出入りで車がうるさくなるのかなと思ったもので、ちょっとお聞きしただけです。
- <伊藤会長> 物販店は対象にするということです。若干御質問が出まして回答を 得

ましたが、ほかに。

- < 崎田委員 > すごくきちんと計画してくださっているので、最終的には問題ないと思うんですけれども、割に深夜までいろいろ車の出入りがあるので、深夜は入口がある方は使わないとか、実際の運用上の約束事というのが非常に多いところですので、きちんと運営していただければありがたいなと思います。
- <伊藤会長> フォローも大事だというご意見ですよね。
- <崎田委員> 交通整理員も繁忙期は8人から10人できちんとやりますとか、非常に 熱心に書いてくださって大変ありがたいんですけれども、そういうふうにき ちんとやってくださるだろうかとか、現実問題を考えると、きちんとやって いただくという、その辺をよろしくお願いしたいなという感じがします。
- <伊藤会長> 事務局ではそれに関して何かありますか。一応やる、やるとは言っているというんだけど、大丈夫ですかということです。
- <事務局> この結果について通知をする際に設置者側の方に、今、委員の方に言われたとおりの内容について申し伝えるようにいたします。届け出た事項についてのものですから、遵守しなさいという内容のことをお伝えしたいと思います。
- 〈伊藤会長〉 この案件、ほかに御質問なり、御意見なり、いかがでございましょうか。 特段ないようでしたら、この案件は県の原案は「意見なし」ということで、 いつものただし書きで、「店舗周辺地域の生活環境の保持に適正な配慮をして ください」、こういう文言を添えておりますけれども、こういうことで本審議 会も了承いたしました。これを支持いたします。

以上、本日は審議案件は2つでございまして、いずれも県の原案、これでよろしいということでございます。

- 議題(2)変更の届出等に対する県意見の報告に係る議事については、次のと おりであった。
- 〈伊藤会長〉 それでは、次は報告案件があります。お手元に置いてあります8件ありますが、いつものとおり、ごく軽微なという場合が多いんですが、ご覧いただきますように、時間変更がほとんどで、1つだけ、保管施設の位置変更というのがあるようにうかがえます。報告事項をお願いします。
- <事務局> 報告案件として8件でございまして、このうち No.2 の(仮称)マックスバリュ東習志野店という店舗でございますけれども、これは廃棄物の保管施設の位置の変更ということで、場所が2カ所あるんですけれども、そのうちの1カ所が位置の変更があったということで、これについては特段の問題はないということで「意見なし」の処理をさせていただいているものです。

それから、市町村意見として4番と6番、7番、8番に意見がありました

けれども、市の意見として、例えば4番のラオックス東習志野店では、習志野市から、店舗に接する道路というのが幼稚園の通園路になっているので安全確保に努めてくださいなどの内容のものでございます。これにつきましては、その時間帯には、店員が交通整理に当たるとか、そういう対応をしております。以下の3店舗の内容につきましても、交通渋滞に対する歩行者の安全確保とか、災害時の一時避難所に開放してくださいとか、そういう内容でございますけれども、下の方の添付資料の中にございますが、必要な対応がされていると認めて、県の意見としては「なし」として処理したところでございます。

以上でございます。

<伊藤会長> 報告案件につきまして、特段、何かお尋ねがございましたら。市町村の 意見もついているけれども、それについては対応を済ませているということ で、県の方はすべて「なし」ということでございます。それでは、報告案件 につきましては、お気づきのことが後から出ましたら事務局の方に聞いてい ただきたいと思います。

それでは、予定されました事項が終わりましたので、これをもちまして審議及び報告はすべて終了ということでございます。

それでは、傍聴者の方にご退席をいただきまして、あと審議会委員の皆様は若干連絡事項がございますので、そのままお待ちいただきたいと思います。 (傍聴者退室)

## 議題(3)その他

事務局が、平成17年3月30日改定された指針について説明を行った。

また、次回開催の日程確認(第43回千葉県大規模小売店舗立地審議会 7月26日(火)午後2時から)及び9月開催予定審議会の日程変更確認(第44回千葉県大規模小売店舗立地審議会9月26日(月)午後2時から)を行った。

7 閉 会:午後3時30分

以上